

修紅短期大学動物実験委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日

学 長 制 定

(目的)

第 1 条 修紅短期大学において実施される動物実験等が、「修紅短期大学動物実験指針」に基づいて適正に遂行されるために、修紅短期大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 動物実験計画の審査に関する事項
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果の点検及び検証に関する事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
- (4) 動物実験施設等の維持管理に関する事項
- (5) 教育訓練、自己点検・評価及び情報公開に関する事項
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 動物実験を実施する学科の教員 若干名
- (2) 前号以外の学科の教員 若干名
- (3) その他学長が必要と認める者 若干名

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会に関する庶務は、事務局教務学生課において行うものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。